

館山市避難行動要支援者 名簿登録制度のご案内



災害が発生したとき、高齢者や障害のある人など、自分やご家族等の力だけでは避難が困難で支援が必要な人たちがいます。

市では、災害時に避難支援などを必要とする人を把握するため、「避難行動要支援者名簿」を作り、避難支援等関係者(民生児童委員、町内会、館山市社会福祉協議会、消防団、警察署など)と情報を共有し、地域の支え合い、助け合いによる避難支援の仕組みづくりを進めています。

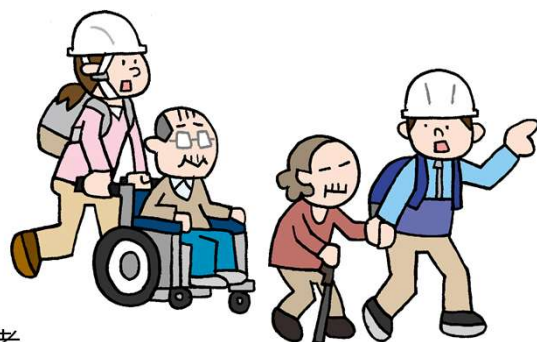
※R6.6月より、対象者の条件の見直し及び名称の変更を行いました

避難行動要支援者名簿登録制度

避難行動要支援者

災害発生時に自力での避難が難しく、避難行動をとることに支援が必要とされる方です。
館山市では次のいずれかに該当する方を「避難行動要支援者」の対象として定めています。

- ①65歳以上単身世帯かつ介護保険の要介護認定者
- ②65歳以上の高齢者のみ世帯かつ介護保険の要介護認定者
- ③介護保険における要介護度3以上の認定者
- ④身体障害者手帳1級又は2級の所持者のうち、肢体不自由、運動機能障害、呼吸器障害、視覚障害又は聴覚障害の者
- ⑤療育手帳[㊤]又はA判定を受けている者
- ⑥精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ⑦地域の中、市の関係部課において支援の必要性が認められる者
- ⑧その他、特別な事情で避難支援を希望する者



災害時に自ら避難することが困難な方で、地域団体等の避難支援等関係者による支援を希望される方は、市に届け出てください。

名簿情報の内容

「避難行動要支援者」となる方の次の情報を記載しています。

- ①氏名 ②生年月日 ③住所(又は居所) ④性別 ⑤電話番号 ⑥FAX番号 ⑦登録事由(支援を必要とする理由) ⑧名簿の外部提供についての同意の有無 ⑨その他市長が特に必要と認める事項

※障がい等の種別や内容については記載していません。

名簿情報の提供先

「避難行動要支援者」の方が、災害時に可能な限り地域での避難等の支援を受けられるように、避難支援等関係者から名簿情報の提供の申出があった場合は、次の関係機関や団体の長に名簿情報を提供します。

【名簿情報提供先(※避難支援等関係者)】

消防署、警察署、民生・児童委員、館山市社会福祉協議会、館山市消防団、自主防災組織又は町内会

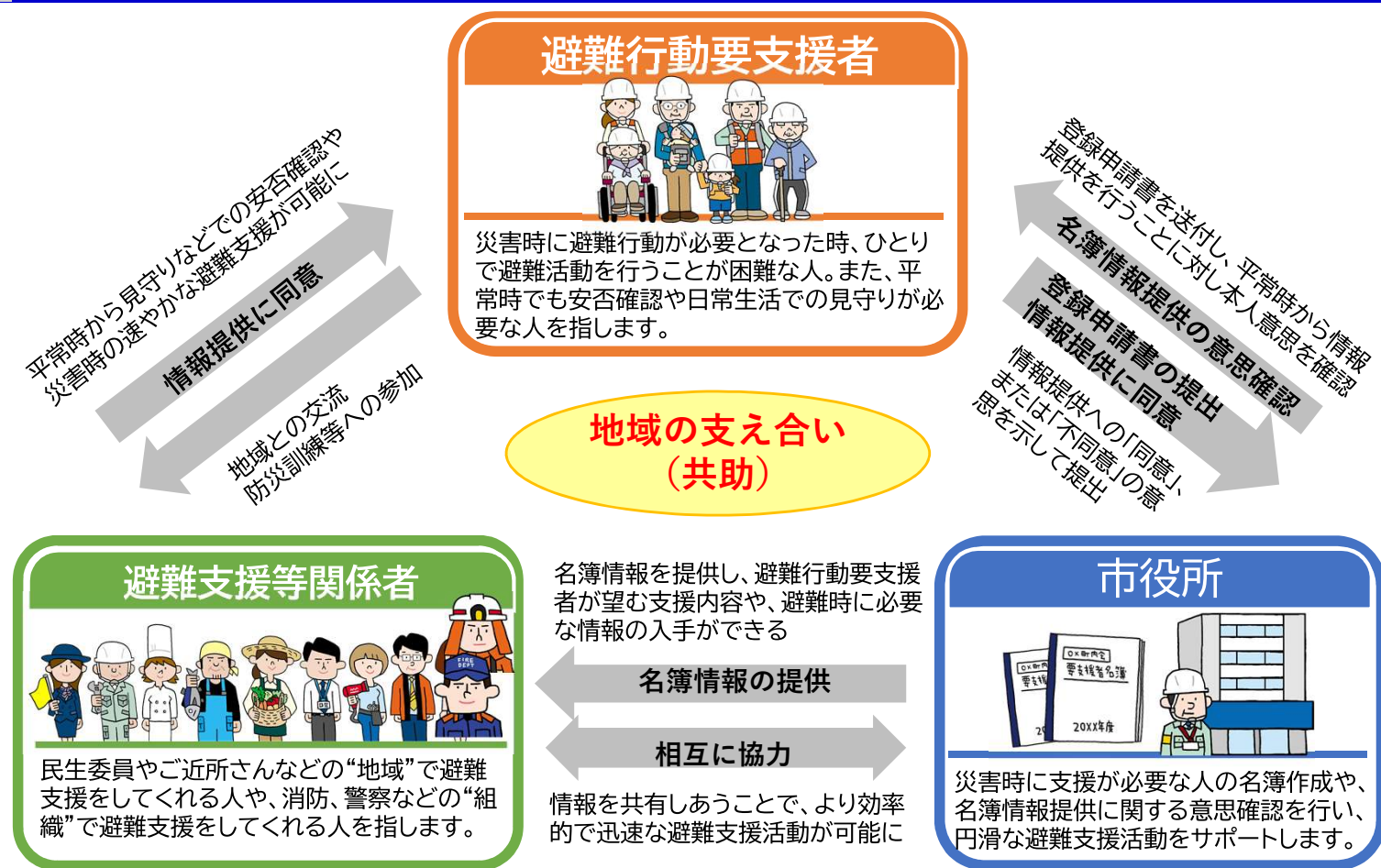
※避難支援等関係者は、災害が発生するおそれがあるときや発生したときに、「避難行動要支援者」の方の安否を確認したり、一緒に避難するなどの支援を心がけていただく方や、地域で避難支援の方法等を考えていただく方です。

個別計画(避難支援計画)の作成

届け出された方、お一人おひとりの個別計画(避難支援計画)を作成します。

防災啓発や個別計画の作成のため、後日、関係機関や地域の避難支援等関係者等が実施可能な範囲でご自宅へ連絡したり、訪問や郵送などによる調査を行います。

避難行動要支援者登録制度のイメージ図



避難支援における留意点

名簿登録や個別計画が作成されても、災害の種類や規模、被災状況によっては、支援ができない場合もあることをご了承ください。避難支援等関係者は、実施可能な範囲で安否確認や避難支援等を行います。

届出方法

以下の届出書類をご記入のうえ、郵送又は受付窓口までご提出ください。

届出書類 館山市避難行動要支援者名簿登録申請(同意)書

受付窓口 社会福祉課、危機管理課、高齢者福祉課、健康課(コミュニティセンター)

(郵送先) 〒294-8601 館山市北条1145-1 社会福祉課 あて

※届出書類は市のホームページからも印刷できます。

※支援の必要がなくなった場合には、市へご連絡ください。取下届をお送りします。

お問い合わせ先



【避難行動要支援者に関すること】
館山市健康福祉部社会福祉課
電話 0470-22-3213
FAX 0470-23-3115

【その他窓口】 高齢者福祉課 ・ 健康課

【防災に関すること】
館山市危機管理部危機管理課
電話 0470-22-3442
FAX 0470-22-8901